

議案第132号

上越市六夜山荘条例の一部改正について

上越市六夜山荘条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市六夜山荘条例の一部を改正する条例

上越市六夜山荘条例（平成16年上越市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表上限額の欄を次のように改める。

上限額
1人につき 7,500円
1時間につき 600円
1時間につき 1,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。